

令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務 仕様書

1 業務の名称

令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務

2 業務の目的

さっぽろ連携中枢都市圏（以下「さっぽろ圏」という。注）の人口は減少に転じており、さっぽろ圏の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるためには、さっぽろ圏への移住・定住を促進することが喫緊の課題である。

また、移住の希望者に、さっぽろ圏を移住先として具体的に検討してもらうためには、さっぽろ圏の暮らしや仕事の情報に一元的に触れられる機会を提供することが不可欠である。

本業務は、首都圏に在住しており、都市機能と豊かな自然を併せ持つ環境を望む子育て世帯や、勤務地にとらわれない働き方が可能な世帯等をメインターゲットにし、さっぽろ圏移住後の暮らしぶりが具体的にイメージできるような、北海道さっぽろ圏移住フェア（以下「移住フェア」という。）を実施することで、さっぽろ圏への移住の関心を高め、移住者の増加につなげることを目的とする。

注）連携中枢都市である札幌市（以下「委託者」という。）並びに連携市町村である小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町の8市3町1村（以下「市町村」という。）により構成される圏域。詳細は以下のURLを参照のこと。

（参考URL）

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusutoshiken.html>

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

4 移住フェア日時

下記のうち、いずれか1日とする。

令和6年（2024年）1月20日（土）10時30分～17時30分（予定）

令和6年（2024年）1月27日（土）10時30分～17時30分（予定）

令和6年（2024年）2月3日（土）10時30分～17時30分（予定）

5 委託業務の内容

2に記載の目的を踏まえ、移住フェアの企画・開催に係る事前調整、当日運営、開催結果報告等一切の業務とする。

(1) 事前調整

ア 開催場所

- (ア) 首都圏においてアクセスが良く集客が見込める会場（200名程度の集客を想定）を確保すること。
- (イ) 建物外から移住フェアを行っていることが分かり、参加しやすい会場であること。
- (ウ) 会場内では、インターネット無線接続環境を確保すること。

イ 企画

- (ア) さっぽろ圏において、すでに1年以上生活している移住者（以下、「先輩移住者」という。）の相談（オンラインを含む）ブースを3つ以上設け、移住後の生活をイメージできるような移住フェアとすること。
また、先輩移住者の手配にあたっては、家族構成、職業、移住先市町村を異にする者とし、選定にあたっては各自治体と相談のうえ、決定をすること。
なお、謝礼等を支払う必要がある場合は、委託料の中から支出すること。
- (イ) 移住フェアの広報開始までに先輩移住者が出演するさっぽろ圏での暮らしをPRする動画を作成し、委託者に提供すること。
- (ウ) 移住フェアにおける自治体等への相談については、事前予約制を原則とする。来場予定者が相談したい内容について、相談員が事前に把握できるようにし、受託者が予約受付を行うこと。
なお、事前予約時に聞き取る内容等については、委託者と協議のうえ、決定すること。
- (エ) 各ブースの来場者数を把握できるような仕組みを作ること。

ウ 広報

- (ア) SNSを含む複数の広報媒体を活用し、移住フェアへ来場を促すための周知・広報活動を実施すること。
- (イ) 移住フェアを広報するためのチラシ（A4版カラー両面刷り）をデータ（PDF）と紙印刷（1,500部）を納品すること。
なお、納品先については委託者の指示に従うこと。
- (ウ) 本業務で使用するSNS等については、受託者の提案を主とするが、契約後、委託者との追加のSNS等使用の相談も含め、決定を行うこと。

エ 会場レイアウト

- (ア) 来場者の相談に応じられるように下記のブースを設置できる広さを確保すること。

市町村相談ブース12か所、先輩移住者相談ブース3か所以上、暮らしや仕事相談ブース2か所、予備の相談ブース6か所以上

- (イ) 各相談ブースは、来場者2名、相談員2名が着席できるよう配置すること。
- (ウ) 各相談ブース間の距離を空けることやパーテーションを設け、来場者・相談員が聞き取りやすいブースを設営すること。
- (エ) 子ども連れの来場者も安心して参加できるよう、キッズスペースを設置し、

スタッフを配置すること。

- (d) 各相談ブースの順番待ちができるよう予約札を用意すること。
- (e) 相談員がオンラインでも対応ができるように必要な機材・人員配置を行い、より実地参加に近い環境を整えること。
- (f) 市町村の移住・定住に関する資料を配架できる資料コーナーを設けること。
- (g) 各ブースに掲示するためのブースサイン（出展団体名とブース番号を表示）を作成すること。

オ 運営マニュアル

移住フェアに係る一連のスケジュール、来場者や相談員の会場の使い方、当日のプログラム内容やスケジュール、緊急時対応の体制、展示物の（事前）搬入・搬出の方法、その他、事前説明を要する内容を明記した運営マニュアルを開催日の30日前までに作成すること。

(2) 当日運営

ア 当日の会場設営や運営を行うに十分な人数のスタッフを配置し、準備、来場者への対応、撤収等を行うこと。

イ イベントの進行や来場者対応等を円滑に行うことができるよう、責任者及び運営スタッフを配置すること。

ウ 来場者の人数を把握し、退出時は来場者アンケートを記載してもらえようスタッフの配置を行うこと。

(3) 業務実績報告等

ア 開催結果報告書（任意様式）を作成すること。

イ 開催結果報告書内には、広報・周知の実績及び分析、移住フェア内容の概要及び当日の写真データ、移住フェアの実施結果等、その他成果品と認められるものを記載すること。

ウ 開催結果報告書は電子データ（pptx データ及び pdf データ）で納品すること。

エ 当日の写真データや動画、また、広報で活用した動画については、USB 等の外部記憶媒体にて納入すること。

6 実施体制

- (1) 本仕様書に記載した業務及び提案のあった内容について、円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (2) 業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を置くこと。
- (3) 移住フェア開催にあたり、付随する事務局業務を行うこと。

7 スケジュール（予定）

時期	内容
12 月	移住フェア広報及び事前予約の実施
1 月 20 日～2 月 3 日	移住フェアの実施（左記期間の土曜日）
2 月中旬～下旬	移住フェアの実施報告書を委託者へ提供

8 業務目標

(1) 移住フェア来場者数

1 か所以上相談ブースに立ち寄った来場者数 200 人以上

(2) これまでの開催実績

ア 令和元年度

開催日時 令和2年(2020年)1月18日(土)10:30~17:30

開催場所 ベルサール八重洲(東京都中央区)

来場者数 159名

相談件数 469件

イ 令和2年度

開催日時 令和3年(2021年)2月12日(金)~令和3年2月14日(日)

開催場所 オンライン開催

来場者数 416名

ウ 令和3年度

開催日時 令和4年(2022年)1月15日(土)10:30~17:30

開催場所 オンライン開催

来場者数 80名

エ 令和4年度

開催日時 令和5年(2023年)1月14日(土)10:30~17:30

開催場所 神田明神文化交流館 地下1階 EDOCCO STUDIO

来場者数 200名

相談件数 341件

9 その他留意事項

受託者は、業務の遂行にあたり、必要に応じて、委託者と進捗管理等の打ち合わせを行い、委託者の要望に沿うよう、努めること。

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと。
特に、資料、データの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を自己の責任において講ずること。
- (2) 受託者は、本業務に関し委託者が提供する資料、データ等の目的外使用を行わないこと。
- (3) 本業務に関する成果品その他資料、データ等について、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利、所有権その他一切の権利(一身専属性のあるものを除く。)は委託者に帰属するものであり、受託者は、委託者の許可なく使用又は公表してはならないものであること。また、受託者は、著作者人格権を将来にわたり、行使しないものであること。
- (4) 受託者は、成果物その他資料、データ等に使用する映像、音楽、写真、イラストその他の資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害することがないよう保障するものであること。また、成果物その

他資料、データ等に関し、第三者による権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任において、迅速かつ誠実に対応の上、これを解決するものとし、委託者に何らかの損害が生じたときは、その損害を賠償するものであること。

- (5) 本業務の履行に当たっては、関係法令（札幌市の条例、規則その他規程を含む。）を十分に理解した上で、遵守すること。特に、個人情報の取扱いについては、個人情報保護関係法令及び札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第47号）を厳に遵守すること。

また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとする。

- (6) 本業務の履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や、本仕様書の記載に疑義のある事項が生じた場合は、委託者及び受託者が確実に協議の上、処理するものであること。
- (8) 本業務を実施するにあたり、各市町村に関係する部分については、各市町村に確認、了承を得ること。
- (9) 本業務に係る担当者会議を開催する場合には、委託者の要求に応じて、出席、会議資料の作成、説明等を行うこと。

10 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：山本）

電話：011-211-2281 FAX：011-218-5109

E-mail：iju@city.sapporo.jp